

## ○ 委員長

委員会を再開いたします。

次に、「教育・子育て環境について」を議題といたします。

公立保育所の運営に関して執行部の説明を求めます。

## ○ 保育課長

颯田保育所新築工事について御説明いたします。

颯田保育所新築工事については、平成21年3月10日竣工に向けて工事を進めております。現在は、基礎工事、鉄骨による躯体工事も終了し、屋根工事を行っており、順調に進んでおります。

鯉田保育所の移譲について御説明いたします。

保護者代表役員の方々、楠会、保育課の三者で現在まで3回の会議を行っております。会議内容は、保育所での1日の流れ、入園式、卒園式、遠足、運動会、夕涼み会、生活発表会、世代間交流事業、祭り鯉田などへの参加等について相違点を確認した上で平成21年度以降の実施について協議を行いました。

基本的には、今の鯉田保育所を引き継いでもらいますが、協議した内容で保護者代表の役員の方々が楠会のやり方を支持された場合は、楠会のやり方をしております。また、その結果については、後日、プリントで全保護者にお知らせをしています。

飯塚東保育所の民営化について御説明いたします。

飯塚東保育所の民営化につきましては、保護者の方には9月28日の日曜日、運動会終了後に概略の説明をさせていただきました。参加人数は59名でした。10月9日木曜日には、飯塚東保育所において説明会をさせていただきました。参加人数は46名でした。説明会では、最初に、今後の民営化スケジュールと鯉田保育所の民営化を進めるときに、保護者の方から受けた質問に対する回答を話した後、質疑を受けました。

質疑の主なものは、「何で民営化するのですか」「制服や体操服が変わるのですか」などの質問がありました。

また、どちらにも参加されなかった8世帯の保護者の皆様に、10月21日家庭訪問して、飯塚東保育所の民営化について御説明をしております。

今後は、保護者代表役員の方々と協議をさせていただくことで了解をいただいております。

地元説明会につきましては、10月14日、飯塚東地区の自治会長会で自治会長10名に飯塚東保育所の民営化について御説明をしております。

10月15日には、飯塚東公民館において地元説明会を午後7時より行いました。広報につきましては、飯塚東公民館報、飯塚市ホームページ、各自治公民館でのマイク放送を行い、7時半まで待機いたしました。参加者はありませんでした。

なお、飯塚東保育所は、平成20年10月1日現在、児童数は91名、世帯数は66世帯です。今回、飯塚東保育所の民営化を進める件を御説明した中で、民営化を反対される方はございませんでした。

以上、簡単でございますが、御報告とさせていただきます。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

## ○ 江口委員

まず、颯田保育所からお聞きいたします。

颯田保育所工事順調とのことですが、以前、駐車場の出入り口に関して保護者の方々との協議をきちんとやっていただきたいというお願いをしておりました。その点についてはどのような状況でしょうか。

## ○ 保育課長

保護者の方々とは、第一保育所の保護者の方々、第二保育所の保護者の方々、それぞれ地元説明会を開催して説明を行っております。

○ 江口委員

説明を行った中で不安は解消されたのかなんです。

○ 保育課長

中での送り迎え、それと、保護者の方には、子どもさんには、保護者の子どもさんは保護者の手から保育士の手に直接渡せますので、それについての不安は解消されたと考えております。

○ 江口委員

ありがとうございます。

次に、鯉田についてですが、3回会議を行われて、基本的に順調にしているという形なんですけど、この経緯について全員にプリントでお知らせしているという話ございましたが、この経緯、そういった会議等々の状況などについては、市民の方々が知ろうとする場合、どういった手段があるのでしょうか。

○ 保育課長

市民の方々が知ろうとする場合には、情報公開だと考えております。

○ 江口委員

この鯉田保育所の民営化の際に、お願いをした部分が、きちんと市民の方々にわかるようにホームページ等でやっていただきたいというお話をさせていただいたかと思います。ていうのは、これは、何も鯉田1園だけの問題ではなくて、ここできちんと安心感を確保することが、そのほかの民営化にもある意味影響を与えるからなんです。ですので、その点についてきちんと考慮をしていただきたい。また、東保育所のほうも同様に今はこういった状況です、こういった質問がありましたけど、こういったふうに御返事を差し上げて安心をしていただいておりますというふうな部分について、ホームページ等々できちんと御案内をいただきたいわけですが、再度お願いいたしますが、その点はどうでしょうか。

○ 保育課長

これからについては、ホームページ等で記載をいたしたいと思います。

○ 江口委員

ありがとうございます。早期にお願いをいたします。

あともう一点、これは民営化が決定をして、12月にでも議案が出てくるわけです。そして、受け皿となる法人等の選定に入るわけですが、以前、厚生文教委員会の中でお話をお聞きしたところ、前回の鯉田同様、次の民営化の園についても受け皿については、認可保育所を運営している社会福祉法人、市内ですね。市内の認可保育所を運営している社会福祉法人、それと、市内の社会福祉法人、子育て関係のNPOというお話でございました。この三者でしたですよ。もう一つありましたっけ。それが、変わっているのかな。

この点については、私は、疑問を持っておりますということをお話をさせていただいております。社会福祉法人なり、子育て関係のNPO、どこでも結構なんです。その方々が自前で認可保育所をつくると、新たに認可保育所をつくるといったときには、それはもう歓迎することではありますが、市立の保育所をお願いをするわけです。そのときに、保護者の方々、地域の方々に安心していただけることが大前提かと思っています。そのためには、子どもに対して継続的に向き合ったことがある団体でなくてはならないと思っています。その点についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○ 保育課長

今現在、保育課といたしましては、鯉田保育所の民営化に努めたように、飯塚市内の認可保育所及び社会福祉法人、NPO法人については子育てを支援する団体としております。これは、保育課の考えですけど、公立保育所運営検討委員会に諮問して決定されるということで考えて

おります。

○ 江口委員

この点を民営化の議案が出てくる前までにきちんと審議をしていてください。そうしないと、子どもは安心感を持って、その民営化の部分を受け入れることができないかもしれないわけです。ぜひその点について努力をお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

次に、教育子育て環境について、全般の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、私のほうからは、学校のいわゆる荒れという状況を、状態、これの問題についてお聞きしたいというふうに思います。

これは、特定の学校のことも出てくるとは思いますけれども、それらの学校の中から引き出された教訓といいますか、それを普遍的に飯塚市の小学校、中学校の運営に生かしていきたいという思いで質問いたしますので、プライバシーの問題だとか、それから、固有名詞を出さないほうが具体的な事例が報告しやすいというようなことがあるでしょうから、そういう点については配慮をして御答弁願っても結構だというふうに思います。

それで、具体的には、私の子どもも3人卒業しましたし、私の家から一番近い学校でもあります穂波西中なんですけれども、ここは大変今荒れてるという状況をお聞きいたしております。日々、佐藤委員長、この学校のPTAの会長もされているということでもありますから、普段努力されているということもたびたびお聞きしております。その途中でありましようけれども、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

この穂波西中の荒れの問題については、いつごろからこういう傾向があらわれ出したのかの点からひとつお聞きしたいと思います。

○ 学校教育課長

ただいま御質問がありました、いわゆる荒れの状態につきましては、子どもが平気で学校を遅刻して登校するようになる。次に、授業中に騒ぐようになる。その次の段階で授業を抜けサボタージュをするようになる。次に、器物損壊に至る。それがエスカレートして行って生徒間暴力や、やがては対教師暴力となり、教師の指導に従わない子どもたちが集団化し、周囲の子どもたちがその影響を受けるという状況が荒れた状況であるというように認識をしております。

ただいま御質問がありました学校につきましては、2年ほど前から特定の子どもが服装違反や規範意識の著しい低下で個別な指導を要しておりましたが、当時は家庭訪問や個別の子どもへの指導でまだ対応できる状況でございました。いわゆるそれが、集団化し、先ほど申しましたような傾向が見られ始めましたのは、本年度に入ってからでございます。

○ 楡井委員

それでは、具体的な事例ごとにお聞きしたいというふうに思います。

まず、授業についてですけれども、ことしの新学期から、4月から担任の方々は何人かわられたというクラスもあるというふうにお聞きしていますけれども、そういう事実ございますか。

○ 学校教育課長

事実、1学級においてございます。

○ 楡井委員

現在の方は3人目というふうにお聞きしたんですけれども、その数字も間違いありませんか。

○ 学校教育課長

はい。そのとおりでございます。

## ○ 楡井委員

具体的事例を一つ一つ言っただけであれですから、何点かまとめてお聞きいたします。

配られたプリント類を破って散らかすというようなこともあるという事実を聞きました。さらには、そのプリントの内容がどういうものかについてもお聞かせ願いたいと思います。

もう一点、授業中、携帯電話を使って音楽を聞いているというような事実があるのかどうかについてもお聞かせ願いたいと思います。とりあえずその2点——3点ですか、お願いします。

## ○ 学校教育課長

まず、配付されたプリント類を破って散らかすような子どもがということと、そのプリントの内容でございますが、学年だよりや学校通信など保護者へのお知らせのプリントを帰りの会で配付をされますが、それを実際に破り捨てる数人の子どもがおります。

次に、携帯電話の使用についてですが、授業中、携帯電話で音楽を聞き、ボリュームを上げたことについて注意をし、携帯電話を没収し、その日のうちに保護者を召喚して、保護者ともども指導したということをお報告を受けております。

## ○ 楡井委員

それでは、先ほどの初めの荒れの状況の中での一つの項目に、授業のボイコットというのが——サボタージュという言葉でしたかね、があったと思います。それで、この事実があるのかということと同時に、時間中に教室の出入りを勝手にやるとか、さらには教科ごと、例えばその特殊な数学なら数学とか、それから国語なら国語とかいうそういう教科ごとにごくこういうことが起こっているのかどうかというような傾向を、そういうのがわかれば教えてください。

## ○ 学校教育課長

授業中に授業を抜け出して他の教室へということは、1学級にはありましたが、現在は、他の教室に潜り込むというようなことはあっておりません。しかしながら、現在も授業中に教室を抜け出し、そのまま学校外へ飛び出すという数人の生徒はおります。

また、教科によってといいますよりも、教師によって態度を変え、授業中に落ち着きがなく、注意をされれば出て行くというような生徒も、極めて少数ですが存在をしております。

## ○ 楡井委員

先ほどその報告の中で、現在2人の教師の人が変わっていて現在3人目ということですがけれども、この現在こう変わられた先生はどうされているのかということと、同時に決算特別委員会のときの資料を見せていただきましたんですけれども、このときは体罰の件数がゼロというふうになっていました。逆にその生徒の方から教師への暴力というのも荒れの原因の一つに挙げられておりますけれども、それに類似する事例というのがございましたら、教えてください。

## ○ 学校教育課長

変わった2人の教師のうち1人は現在も休職中でありまして。もう1名は9月から職場復帰をしております。また、生徒による教師への暴力は9月以降は報告を受けておりませんが、特に5月、6月にたびたびそのようなことがあり、それを繰り返した子どもにつきましては、暴力行為として警察に通報し、そのうち3名が現在、地検観察中という状況でございます。

## ○ 楡井委員

次に、給食についてお聞きしたいと思います。

これは、学校給食課ということじゃないんですけれども、給食時の問題ですね。文部科学省が定めた必要カロリー、これを確保するために、財政的なことも考えながら、保健栄養士さんの努力もある、いろんな苦勞、献立をされているというふうには思うんですけれども、そういう苦勞の重なった給食であります。出された食事でもふざけあっているような事実、これがあるかないかということについて、まず初めにお聞かせ願いたいと思います。

例えば、パンをちぎって投げ合うとか、それから食べた後の食器などを投げ合うとかいうようなことだとかね、それから後片づけ、このような状況はどうか。ちょっと3点、続けて

ですけれども、御答弁願います。

○ 学校教育課長

まず、今御質問のあっております学校は、自校で給食をつくっております、子どもたちは、その調理員さんの顔も日々見ながら給食をとっている、本来調理員の方々、栄養士、そして子どもたちとの触れ合いもあってしかるべき環境にございますが、残念ながら、給食時ではなく給食後の昼休みに、食べ残しのパンを実際に投げて遊んで、空き教室で散らかしている様子をその状況を私自身確認をし、周りにいた教師と後片づけをしたことがございます。

次に、食器についてですが、皿やスプーンを投げることによって、自分の力を恐らく誇示したかったんだと思いますが、そのような行為をした子どもが実際におりまして、保護者による弁済措置を行わせたことが1学期にございました。

また最後に、後片づけについてですが、そのような子どもたちでも、自分の食器は片づけまです。しかしながら、当番の場合は、学級の分も給食調理場まで運ぶわけですが、それを平気で怠り、注意を受けることもたびたびございます。

○ 楡井委員

次に、クラスの運営の問題についてお聞きしたいと思います。

私たちのころは、ホームルームというふうに言っていましたけれども、現在は何というふうに言っているのかわかりませんが、わかっているかと思っておりますが、このホームルームの運営については、現在はどのように行われているのでしょうか。

○ 学校教育課長

現在、ホームルームと呼んでいる学校もありますが、通常、朝の会、帰りの会というようにして、朝と帰りを区別をしているケースが現在は多うございます。朝も帰りも学級担任と副担任が教室に赴き、複数体制で臨むようになっております。

○ 楡井委員

そうすると、その教員主導でということになっているわけですが、生徒自治会とかいうような生徒実施、生徒主体の組織の存在、またはその活動状況はどんなでしょうか。

○ 学校教育課長

2学期からは、子どもたちも、生徒会の子どもたちも、このままではいけない、自分たちで何かをしなければという意識も高まり始めました。その一例が、PTAからの働きかけで始まりまして、教師と保護者による月曜日、水曜日、金曜日の朝の声かけや服装指導、これを7時半過ぎから子どもたちの登校が終わります8時50分ごろまで続けているわけですが、生徒会の子どもたちもこれに参加をし、仲間への声かけ活動を行うなど取組みを始めているところでございます。

○ 楡井委員

PTAの呼びかけでというふうなお話ですけれども、この生徒会そのもののこの自主的な討議ということについては、この問題についてどういうふうに討議されたか、御存じであれば教えてください。

○ 学校教育課長

実際に、学校の諸取組みについて、私どもも直接学校の方に赴き指導しました1学期につきましては、生徒会の子どもたちが、例えば学習専門委員会や給食専門委員会の子供たちが、それらの生徒に直接注意をできるような状況ではないと。ですから、まずは教師が動き、保護者の力も借り、その子たちの心の安定化を図った上で生徒会の動きにつなげるのが、最もまじめな子どもを傷つけない動きであろうというように相談をし、段階的にそのように実施してきたところでございます。

○ 楡井委員

次に、授業を始める朝、それから終了したときの帰りの清掃、これは全員でやるということ

になっているのか、交代でやるということになっているかと思いますが、その実際の状況はどんなふうでしょうか。

#### ○ 学校教育課長

授業開始や終了時などの簡単な清掃は、いわゆる日直という当番制で実施をしております。掃除は、帰りの会の前に全員で実施するようになっておりますが、数人の子どもはそれを怠けようとし、そのたびに教師が指導を行ってきたという状況でございます。

#### ○ 楡井委員

私が聞いたところによると、2人か3人しかその清掃をしないと、清掃に参加しないというような話も聞いたところでありますけれども、それはそういうこともあるということですが、特に今問題になっている生徒たちが参加をしないということでありました。

次に、学校内で、その教師集団の対応について、今のある程度の質疑の中でそれなりの努力はされている姿も見えましたが、本格的にこの教師集団として、どうこの問題に対応しているかという点について、少しお聞きしたいというふうに思います。

学習指導要領というのが今年度から変わったんでしょうか、今移行期なんですか。この学習指導要領の中に、これらの問題がどういうふうに位置づけられているのか、そういうことについてはどうでしょうか。

#### ○ 学校教育課長

まず、学校の件につきまして、毎週定例の生徒指導委員会、それからそれを受けての学年会の中で情報を共有し、解決の方策を探るようになっております。しかしながら、いわゆる5月、6月につきましては、問題が頻発し、その事後対応に追われ、そのような委員会や学年会の開催が事後に回り、前述しましたような取組みが滞滞をしております。現在は定例的に行われ、それに管理職も学年会にも入り、直接指導に当たる体制をとっております。

また次に、御質問がありました来年度から移行に、移行期間になります新しい学習指導要領の中につきましては、道徳の時間における規範意識のより徹底を図ることや、学級活動、特別活動の中の学級活動という領域におきまして、学級の集団づくりに力を入れ、仲間意識を高めたり、集団としてよりよい解決の方法等を見い出すということが記載をされている次第です。

#### ○ 楡井委員

学習指導要領の中では、この道徳という側面からの一定の締めつけというんですかね、道徳教育というのが明確でして、私ども余り疑問を持っているわけですがけれども、まずこのこういう事件が起こって、5月、6月、事後対応に遅れたということがあるんですけど、この時期にこそ、やはり教師集団としての知恵と力を出し合うということが、まあ過ぎたことをせんないなというふうに言われるかもしれませんけれども、が必要だったんじゃないかというふうに思うんですよね。

そういう意味では、対応が一定の範囲、遅れたというふうに思えるわけですがけれども、その教師の人たちが朝礼とか、職員会議とか、対策会議、その他こう知恵出し会議といいますかね、そういうふうなやつをこうやられているというふうに思うんですけども、どういう会議といいますか、そういう集団の知恵を集める対策が行われているかについて、教えてください。

#### ○ 学校教育課長

毎朝のいわゆる朝礼といいます朝の確認の時間につきましては、あいさつ運動で立った日につきましても、昼休みにその確認の時間を設定をしております。

また、先ほど説明をしました各学年からの生徒指導の担当者、そして生徒指導主事、補導、管理職、そして養護教諭等が入っております生徒指導委員会を定例的に開催しましたり、それを受けて、学年会を週に定期的実施し、その中でどのように問題解決を行うかについて検討するとともに、11月から始まりました毎月の学級学年懇談会の持ち方についても検討を行っております。

5月、6月の時期につきましても、PTAの役員会や実行理事会の中で、子どもたちへの指導、そして保護者との連携のあり方、それから議員さんの質問いただきましたような、職員がチームとして動くためには何が必要かという助言、指摘もいただきながら取組みを進めてきたところでございます。

#### ○ 楡井委員

私が危惧するのは、校長さん、それから教頭さんあたりから、一方的なこう指示という形で終わっているんじゃないかなという危惧もありますもんで、あえてお聞きしたんですけれども、そういう状況はないだろうと、またあるのかなという疑問が行き来しております。

あわせて、教育委員会、それから学校教育課、これが直接そういうその職員会議、知恵出し会議、対策会議、こういうところに加わって先ほどおられるようなニュアンスの発言だったように思いますけれども、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

#### ○ 学校教育課長

まず、教育委員会といたしましては、通常につきましても、職員の生徒指導体制への意欲を高めるためにボトムアップを原則としております。しかしながら、危機的な状況への対応につきましても、管理職の指導によるトップダウンでの緊急なる対応を行うよう、教育委員会として指導、助言を行っております。

5月、6月から、これまで教育委員会や学校教育課としましては、管理職へ直接指導することはもちろんですが、学校へ赴き、その生徒指導委員会にも加わり、具体的な示唆もしてまいりました。また、学校長とも相談の上、職員会議へも私や生徒指導担当の指導主事も参加し、職員会の中で直接職員への意識啓発にも努めてきたところでございます。

生徒の状況把握や朝立ちへの参加、そして学校訪問につきましても、学校教育課のみならず、教育長、教育部長も直接学校に赴き、現場で激励、そして指導をしているところでございます。

#### ○ 楡井委員

次に、地域の力を導入するという——導入してこういう問題に対応していこうという点について、そういう側面から幾つかお聞かせ願いたいと思います。

今、質疑の中で、再三このPTAの皆さん方の協力で、この5月、6月は対応を受けたけれども、2学期以降は随分こう改善されつつあるんじゃないかと、月水金ですか、朝立ち等も含めてというようなお話がありました。

それでもう一つ、PTAの人たちの協力も去ることながら、保護者全体の協力についてはどうなのかということについての御報告をお願いしたいと思います。

#### ○ 学校教育課長

PTAが陰になり、そして直接子どもたちの前にも立って、学校教育に協力をいただくことで、特に2学期に入り落ち着きを取り戻してきている状況でございます。PTAの役員の方から、管理職のみならず、学年の主任や生活担当者の方に、保護者としての直接の要望、そして自分たちと協力した取組みについても、率直な意見交換ができております。

子どもたちに声をかけあいさつをきちんとすること、服装をただすこと、PTAが月水金の朝、直接指導するだけじゃなく、学校側と協力し、11月20日の学校開放日にも苦境の中、努力をし、人生を切り開いていった方を講師として招聘し、子どもたちに自分たちも壁を乗り越えて頑張ろうという意識を持たせるための、そのような側面からの取組みにも御協力をいただいているところでございます。

#### ○ 楡井委員

地域の御協力という意味では、なかなか直接的に子どもさんにどうこうということは大変難しい状況があると思います。そういう意味では、いろんな情報とか、子どもさん方の日常生活を見たことを知らせていただくということも、非常に大切なことなんじゃないかというふうに思います。

現在の状況が、やっぱりシンナーとか、喫煙とか、飲酒とか、それがさらに進んで覚せい剤とかというような方向へこう流れていくというような恐れが、ないとは限らないというふうにも思いますし、何としてもそういうことはとめなければならぬというふうに思いますので、その点でこういう状況をやっぱりPTA、保護者の方たち全体やっぱり知ってもらふ必要もあるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、授業参観日というのがときどき行われているというふうに思うんですけども、この授業参観日には、現在どういうふうな状況で行われているのでしょうか。

### ○ 学校教育課長

現在までは、学校開放日以外にも、PTA総会の折の授業参観、それから体育会、文化祭、そして12月の保護者参観日での授業公開という位置づけはもちろんのことですが、いつでも学校においていただきましたら参観できるという体制をとっております。

それから、先ほど回答できませんでしたが、PTAの役員や理事になっている方々以外の保護者に、どのようにこの事実を伝え、意識啓発を図っているかということにつきましては、今月から毎月1回、学年保護者会、または学級懇談会を持ち、学校の実情を知らせ、ともに考えていく取組みを実施しているところでございます。

### ○ 楡井委員

最後になりますが、学級参観日というのが、いつでもどうぞというような状況であるようですけども、学校に尋ねていくというにはそれなりに勇気が要るんですね。私もこう何度か行ってみようかなと、この問題がありましたから思うんですけども、全然こうPTAとか生徒には関係ないもので、ちょっと二の足を踏む場合があるんですね。二の足を踏んで今までまだ直接学校に行ったことはありません。

そういうことを考えたら、やっぱり一定のその枠をはめるといえるか、強制力ちゅうますかね、きょうは授業参観日ですよという日にちを全部にお知らせして、そしてこういう状況ですから、ぜひ地域の皆さん方も御協力いただきたいということで、ぜひ直接の子どもさんのお持ちでない方も参加してみてくださいというような状況を、やっぱりこう何回か、例えばその1・2・3学期の間に一遍ぐらいはつくとかいうことを、やっぱり考えてもらった方がいいんじゃないかなという私は気がするんですね。

それから、学級通信が先ほど発行されていて破られるというような話もありましたけど、この学級通信も学校側から、またそのクラスの側から必要なことだけをこう伝えていくというような通信じゃない学級通信といいますかね、生徒さんの日常の話だとか、それからお母さん方お父さん方の日常的なこの考え方を学級通信に載せて、他の父兄、保護者の方にこう伝えていくというような、そういうその学級通信の内容をちょっと私は見らんずくに言いよりますから、そういうことになっているかもしれませんけれども、かつて私の子どものときには、そういうそのニュースが先生方から送られてきたことがあります。

市の職員の方たちの中にも、そういうのをこうためて冊子にしているというような人もおられるような状況が聞いたこともあるんですけども、そういう学級通信の中身の改善といいますかね、これもぜひやっていただき、編さんしたらなかなか大変忙しい状況の中で、果たしてそういう状況が生まれるかどうかわかりませんが、それはぜひ全クラスなり、学年でやるということも一つの方法じゃないかというふうに思います。

それからいま一つは、保護者だけでなく地域の方をという意味では、町内会長さんや老人会の皆さん方や婦人会の方たちですね、それからここの行政の担当課でいえば、市民活動推進課とか、児童育成課、生涯学習課・部、公民館長、図書館長も含めて、こういう行政の力や地域にこう組織されている人たちの力を集めて対策を練るような懇談会的なものを、言うならお知恵を拝借するような場所もつくったらどうかなというふうには思うんですね。

なかなか大変な、今言いながら自分が実際にその立場になってやってみようかと思うたら、

これは大変なこっちゃとは思いますが、やっぱり子どもは地域の宝という位置づけを發揮するなら、あながち御協力も得られないもんじゃないというふうに思います。何としても、学力の低下を来たさないということにも注意をしなければならぬ状況だと思うので、ぜひそういうふうな方向を出していただきたいとします。

最後に、一つだけ質問ですけど、この学級通信は、全この飯塚市全体でやられていることなのかどうか、この点について一つお願いしたいとします。

#### ○ 学校教育課長

ただいま具体的な示唆や激励もいただきました。ほとんどの学校につきましては、授業参観日を多く設けましたり、保護者の方の授業参観につきましては、いつでもどうぞという形をとっておりますが、御指摘がありましたとおり、それを地域に広げることまでは、安全面の確保からちゅうちょしているのが現状でございます。それを乗り越えるために、市長さんの提言で始まりました学校開放日を年に2回設けまして、地域の方が、自分のお住まいの学校、もしくは市内のほかの学校でも自由に参観いただき、地域の子どもたちがどのようにして今生活しているのか、学習しているのかを見ていただき、いろんな御助力は御助言をいただける機会になればと学校教育課としても期待をしているところでございます。

また、各種団体との連携につきましても、実は今御質問がっております別の学校でも同じような悩みを抱えて、それを徐々に克服していっているところもございます。その学校では、今、御示唆がありましたような団体と対策会議を持ち、ともに夜回りをし、地域の落ち着きを取り戻しつつあるところもございますので、ぜひこの学校にもPTAとも相談し、取組みの広がりについて提議していきたいと思っております。

これらの子どもたちが、いきなりこのようになったわけではなく、さまざまな背景や小学校からの継続もありますので、小・中の連携した会議も本年度、複数回持ち、小学校ではどの程度までの生活規範の位置づけを子どもたちに持たせるのか、それを受け中学校ではどうかという取組みも進めるようにしております。また、教育委員会としても、特別に県と協議しまして、対応できる教員の配置も別定数で行っているところでございます。

済みません、長くなりましたが、最後に、学校通信につきましては、市内すべての小・中学校で保護者に皆さんに配付をしております。

学級通信につきましては、これは、学級担任にかなりの負担をかけるものですから、学校によりましては、これを学年通信というようにして調整を図っているところもあります。学年通信、学校通信につきましては、34校どの学校も発行しております。中身につきましては、御指摘のありましたように、子どもの活動の姿が、保護者にも見える形にもしたいと思っておりますし、荒れた学校ということで答弁をさせていただきましたが、ほとんどの子どもはまじめに学校に来て一生懸命に勉強をし、朝、服装も正しく、あいさつもよく学校に来ておりますので、子どもたちのよさも通信によって保護者にも伝え、決して学校が元気を失わないような方向で今後とも指導、そして援助、教育委員会としてやっていきたいと考えております。

#### ○ 佐藤委員

関連で質疑させていただきます。わざわざ私の名前も出していただいて、ちょっと複雑な思いがしましたが、ちょっとうまく説明ができていないと思うんですね。最終的に、今地域とかそういう方々が、学校経営にどう取り組んでられるのかとか、私自身が学校へ行きづらいつらいとかいう、何か学校が閉鎖的なような質問をされたので、教育委員会としてはきちんと取り組んであると思うんです。その辺、学校開放日ですね、あとであるんですが、あとで質問してもよかったんですが、ここでちょっと考え方をきちんとしていただかないと、学校開放日は、どういう方に来ていただくように取り組んでおられますのか、お答えください。

#### ○ 学校教育課長

学校開放日につきましては、通常、保護者の方以外にはなかなか行きづらいつらいという現状を打

開するとともに、地域の方々が学校の教育活動に理解をいただき、そして、子育てへの共同意識を高めることを目的として、ぜひこの機会に学校においでください、職場の方はお休みを設定し学校に行きやすい体制をつくってくださいということで、年に2回設定をしているものでございます。

○ 佐藤委員

そうですね、学校は、住民の皆さんにとって行きやすい場所にされてあるんだろうし、努力されてあると思います。その辺はきちんと認識していただきたいと思います。

それと、地域と保護者が一緒になって子どもを育てようという会議なり、そういうもんが学校教育課の所管じゃないと思いますけれども、飯塚市にはあると思いますが、その辺のことをお聞かせください。

○ 学校教育課長

地域のそれぞれの小・中学校は、青少年対策会議に所属しておりますし、地域の自治会長さんとのつながりもございますので、その会議に出席をしたり、そのような方々、それから地区の保護司さんとも連携をとって取組みを進めているところでございます。

○ 佐藤委員

それでは、各学校の行事ですね、体育祭なり、運動会なり、卒業式、入学式、文化祭、学習参観等々がありますけれども、その呼びかけは保護者だけですか。その辺をお聞かせください。

○ 学校教育課長

そのような学校行事の際には、地域のいわゆる学校教育に御支援をいただいております方々、具体的にはG Tとして授業に来てくださる方、それから現在、そして以前にP T Aで学校に協力いただいた方、それから地区の保護司さん、また小学校等では町内会長さんや地域の議員さんに、ぜひ子どもたちの様子を見てくださいということで案内をしております。

○ 佐藤委員

市議員さんもお呼びかけられていますよね。ね。だからその辺なんですね。特定の学校が荒れているということを議題にして、ここで何が生まれるのかというよりも、その子たちをどう救うのかですね。やはりまじめに来ている子どもたちも救わにやいかん、荒れている子どもたちも救わにやいかん、そこであらゆる指導は今されてあるんですよ。そっからどうするのかということで日々皆さん御苦労されてあると思うんです。

その辺をきちんとして、何か今聞いたら中学校が悪いというイメージしかなかったように思いますので、きちんと取り組んで落ち着きを取り戻し、そして将来に向かって頑張ろうという雰囲気をつくり上げているんですから、その辺はきちんとアピールしてください。ね。日ごろから地域が入っていただいて、呼びかけて学校も開放してあるんですから、その辺はもうちょっと自分にしたら、せっかく学校の取組みのところで認識が違う点もありますから、そこはあとで話しますんで、その辺をもっとアピールしていただきますよう、ここに1人でもそういう認識の方がいらっしゃるんで、もっと学校を開放しているんだというアピールをしてください。よろしくをお願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：31

再 開 11：31

○ 委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

給食について、お尋ねをいたします。

先日、決算委員会でも給食費の滞納についてお話が出ました。そのときには、ぜひ滞納処理についてきちんとやっていただきたいというお話を差し上げたんですが、その後お話を聞くと、以前穂波町では法的対応をしていたとお聞きしております。そういったものを考えて、やはりこの部分、早急に処理をしていかななくてはならないと思っております。遅くとも来年度には、法的措置を始めるといふふうなところまでいかななくてはならないと思うわけですが、対応の方をどのような形になりますでしょうか。

#### ○ 教育部長

決算委員会のおきにも御指摘をされた問題の滞納でございます。教育委員会、学校給食といたしましては、やはり子どもたちの給食については、安心・安全、そして、栄養のバランスのとれた給食を出すということが第一義だといふふうに考えておるわけです。その中で、きちっと納めてあります保護者の方等につきましては、非常に御心配、御迷惑をおかけしとる滞納の分でございますけれども、基本的に今一生懸命給食、それから、教育委員会、一緒になって滞納整理に当たろうとしております。その中で、やはり帳票等きちっと整理した上で、今言われます法的な措置といふふうに行き着かなくてはならない部分も出てくるのではないかとこのころで、今、きちんきちんと整理を段階を追ってしとる段階でございますので、そこら辺については御了解をお願いしたいと思っております。

#### ○ 江口委員

きちんとした処理がなされていて、何も法的処置はためらうことはないと思ってるんです。滞納整理する一手段です。そして、きちんと争いがあるからこそ、それが長引くわけですね。それを解決するための手段ですから、何も心配することなく、それを早期にやっていただきたいと思うわけですが、その点についても大丈夫ですよ。

#### ○ 教育部長

何も法的な措置をとることにちゅうちょをしとるわけではございません。基本的に、やはりまず第一に給食のほうに汗をかいて、教育委員会が汗をかいて、そして、御理解をいただいて納めていただくという道筋をとった中で法的措置というものが出てくるというふうに理解をしておりますので、法的措置については、ちゅうちょしているわけでもございませんので、そこらあたりを御了解お願いしたいと。

#### ○ 江口委員

ありがとうございます。ぜひ早期の解決を望みます。というのは、やっぱり、食べるものにかかわってくるわけです。やっぱりその給食費の滞納があれば、きちんと払っていただいている子どもたちのその材料費が引かれるわけです。この前の決算委員会の数字でも、小学校で759円、お一人当たり、中学校で875円という数字が出ました。その点は、しっかり意識しながらやっていただきたいとお願いをしておきます。

あともう一点、決算委員会の中で残菜の資料を出していただきました。この数字を見ると、非常に象徴的な部分があるかと思うわけです。飯塚の給食センターの残菜率は小学校では17.18%、中学校では19.87%に上るわけです。給食運営審議会の答申もありまして、自校式のほうにやっていただけるといふ方向性とは聞いておりますが、その時期については大規模改修の時期にあわせてというお話があったかと思えます。ところが、その大規模改修になると、これから先かなり時間がかかるわけですよ。

ところが、この残菜率を考えてみますと、単純に掛けますと、小学校、飯塚ですと3,300円、保護者の方々が納めたお金のうち566.9円が捨てられているわけです。中学校ですと3,920円納めていただいたうちの655.7円が捨てられるわけですね。やはりこのことは、成長にとっても大きな影響が出る部分だと思います。今回、耐震改修については、教育委員会は、一歩決断をして前倒しでやろうという話をされているかと思えます。ぜひこの給食部分もあわ

せて考えていただきたい。やはりその発育に関係がある部分です。安心して授業を受けられるように、その食の部分もきちんと対応する、その点をお願いしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:42

再開 11:42

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

○ 佐藤委員

給食の問題が出ましたので、引き続きさせていただきますけれども、今学校給食における問題点が1点あると思いますが、そのことはどういう内容でどういうことだと認識してありますか。

○ 教育部長

委員の皆さん方、御存じだと思いますけれど、今、給食運営審議会の中で諮問をいたしておりますのが、学校給食費のいわゆる価格をどうするのか、値段をどうするのかということで審議をしていただいております。今、御存じのように、物価高騰のため非常に栄養士さん、それから、献立等を非常に一生懸命考えた中で出しているわけでございますけれども、やはり本当に栄養のバランスのとれた給食を出すのはどうしたらいいのかということの中で、今、言われます質問でございますけれども、米飯の部分で給食センターで出しておる分と、それと自校式で出しておる分の価格に相違があるというところが一つの課題。また、それをどう課題を解決していくかというところで御審議をお願いするところがございます。

○ 佐藤委員

そのセンターと自校方式の御飯の米食の価格が違うということなんですね。その辺はセンターは委託を出しているから、その委託部分が乗って高いということなんですが、そのことに気づかれたのはいつごろなのでしょう。

○ 教育部長

基本的に、米飯で学校給食が出しとるのは委託して、それを学校に持っていかしとると。この分が丸々基本的には食材だという考え方の中で学校給食費の中に入れてきとるわけです。

それから、米飯につきましては、自校式につきましては、自校式は自分で炊いとるということで、原材料分だということの違があるわけでございますけれども、基本的に、今回の私が気づきましたのは、今回の審議会の中で資料が出た中では気がついたわけでございますけれども、従前からそういう形をとってきとるという形でございます。

○ 佐藤委員

通常なら、やっぱ合併したときに、給食費も統一されてあります。回数も統一しようという方向で進んであります。そのときに、やっぱ検討課題として上がってきて取り組むのが本来だろうと思います。今までの取組み気づいたときとかは、ここでは深く言いませんけれども、その185日、給食がですね。年間185日、給食の日は小学校で3,300円ですかね。その辺を決められたのは、飯塚市ですよ。そのときに保護者に相談されたのかどうか。その辺、お聞かせください。

○ 教育部長

小学校につきましては、月額3,300円の11月ですね。それから、中学校については、3,920円の11月ということで、この価格を決めましたのは、合併協議の中で1市4町合併する中でこの価格を決定されております。

○ 佐藤委員

そうですね。結果それが飯塚市の1食当たりの御飯が30円高いと。回数も170日台から

185日に上げた。1食単価を圧迫したというのは事実ですね、これが。だから、そこを今どう解消するかということに取り組んでいただかなければいけないんですが、その辺の解消に向けての取組みはどう考えられていますか。

○ 教育部長

その審議につきましても、給食運営審議会の中でどういうふうな取組みをやるのかということと、今、種々の方策について価格、いわゆるそれをするにはどのくらいかかるかとかいうものを、いろんな検討をやりまして、今、資料をつくっておる段階でございます。

○ 佐藤委員

きょうは、せっかく市長がおられるんで、こうして質問したわけですが、合併して数年たちますから、余り合併のどうのこうのとは言いたくないんですが、平準化したときにいろんな部分で郡部からの苦情が来たと思います。これは、そのことをもう本当に如実にあらわしているような気がいたします。

筑穂町では、190日給食をやってたんですね。これは、卒業式、入学式以外はすべて給食を出すと。保護者にはありがたかったんです。合併して185という見解を出されたんで、筑穂町は減った。飯塚市は、170日台の部分が185に上がったということで、これが1食単価の単価を圧迫して今きつい状況にあると。

この前、保護者で給食試食会をしたら、やはり自校方式、センター方式に、この30円がネックなのか、非常に差があるんですね。その辺やっぱり保護者からも不満が出ていましたし、片や旧筑穂町では190日を学校で喜んでしていただいたわけなんですけれども、飯塚市では、旧飯塚市ですね。185にしたことで、学校現場から大変だという声が出ております。この辺は、学校教育課としてきちんと指導していただきたいというふうに思っておりますし、この30円の問題を保護者がもうみんなわかってるんで、飯塚市の方針としてセンターのとはちょっとその30円分乗せて高く上げますよと。郡部のほう、自校方式のところは、その分低く値段を設定して値上げしますよということをしてできれば保護者は納得するんですが、多分この30円という問題をどういうふうに解消していくのかという方針をしないと、私が心配するのは、値上げしただけでも不払いが、滞納がふえると思います。このことを保護者知ってるんで、こういう問題をこのまんま移行するともっと滞納がふえるんじゃないかということを危惧しておりますので、やはりこの辺の問題を解消しながら、自校方式ももちろん早くしていただかないけませんけれども、値上げは多分来年度されると思いますので、この辺の解消を、もう遅いんですよ、言うっちゃ悪いけど、取組みが。遅いけれども前向きに進んでいただきまして、きちんとした回答をできるようにお願いして質問を終わります。

以上です。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:49

再開 11:49

○ 委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

給食の問題について、1点だけお願いします。

平成19年の決算は出てましたけども、20年度の今委員長も言われたように、値上げの問題が検討まだされているという状況の中ですので、ここだけお聞きしたいんですけど、20年度の決算見込み、給食会計の。これはどういうふうな見込みなんですか。

○ 教育部長

見込みと言われますと、決算見込みでどのくらいの滞納というか、収納率がどのくらいになるかということでしょうか。それとも……

○ 楡井委員

簡単に言うたら、食材費がプラスかマイナスかちゅうことです。

○ 教育部長

食材費につきましては、基本的に3,300円、先ほど言いました小学校で。中学校では3,920円という1月にもらっておるわけでございますけれども、今先ほど申しましたように、一生懸命栄養士さん、それから、献立等考えながらやっておる状況の中で非常に苦しいと。しかしながら、その分でやらなければならないということで、食材費につきましては、いただいた分の中で食べさせるということになっておりますので、食材費はとんとんだというふうに考えております。

ただ、非常に苦しい状況の中で、栄養バランスがとれておるかということについては、今栄養士さんが非常に苦慮してあるということです。

○ 楡井委員

江口委員が質問された滞納問題ですね。それから、今委員長のほうで質問された食材の値段の違いですね。こういうものも含めて、本当集めた給食費を全額食材に充てるという努力をしていかないかということでもありますから、そういう点についての研究といいますか、検討も含めて頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査したいと思いません。これに御異議はありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査することに決定いたしました。

次に、高齢者対策についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査したいと思いません。これに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査することに決定いたしました。